

国立大学法人東京外国語大学世界言語社会教育センター教育支援部門教員選考規程

〔 令和 4 年 11 月 22 日 〕
〔 規 則 第 1 0 8 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学世界言語社会教育センター規程（平成 21 年規則第 5 号）第 4 条第 3 号に規定する教員（以下「教育支援部門教員」という。）の採用及び昇任の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第 2 条 世界言語社会教育センター（以下「センター」という。）の教育支援部門教員の採用及び昇任の選考は、国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程（平成 16 年規則第 56 号。以下「採用、離職等に関する規程」という。）第 5 条第 3 項及び第 13 条第 3 項の規定により、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て学長が行う。

(選考基準)

第 3 条 教育支援部門教員は、人格・見識、教育・研究の能力及び業績、学会並びに社会における活動等の全てを総合的に審査し、次の各項に該当する者のうちから選考する。

- 2 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者とする。
 - (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の顕著な業績を有する者
 - (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
 - (3) 学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
 - (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
 - (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
 - (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 3 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者とする。
 - (1) 前項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
 - (3) 修士の学位又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
 - (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
 - (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 4 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者とする。
 - (1) 第 2 項又は前項に規定する教授又は准教授となることのできる者

- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (3) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
- 5 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者とする。
 - (1) 第2項各号から前項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
 - (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
（採用候補者推薦の手続）

第4条 運営委員会は、教員採用計画及び選考委員会（以下「教員採用計画等」という。）の原案を作成し、学長に提出する。

- 2 センター長は、前項の学長に提出した教員採用計画等が教育研究評議会で承認されたときは、直ちに第5条に規定する選考委員会を設置する。
- 3 選考委員会は、応募者について前条に規定する選考基準に基づき教育支援部門教員としての適格性を審査し、採用候補者として適任者1名を選考するものとする。その際に、選考委員会委員長は、選考経緯及び選考結果を選考報告書として文書により運営委員会委員長に提出しなければならない。なお、採用候補者として適任者がいない場合も同様とする。
- 4 運営委員会委員長は、前項の選考報告書の提出を受けたときは、速やかに運営委員会において、報告しなければならない。運営委員会において選考報告書を審査し、適正であると判定した場合、センター長は速やかに採用候補者として学長に推薦するものとする。なお、運営委員会は審査にあたり、選考委員会委員長に出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 運営委員会は、雇用対策法（昭和41年法律第132号）第10条の規定により、応募者に対して年齢にかかわらず均等な機会を与える教員採用計画を作成しなければならない。

（選考委員会）

第5条 選考委員会は、3名以上5名以内の委員をもって組織するものとし、委員は、採用対象の教員の職位に応じて、大学院総合国際学研究院、大学院国際日本学研究院、アジア・アフリカ言語文化研究所、保健管理センター又はセンターの教授、准教授及び講師で構成する。ただし、講師を委員とする場合は、原則として1名までとする。

- 2 選考委員会に委員長を置き、センター長が指名するものとする。
- 3 選考委員会委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 4 選考委員会委員長に事故あるときは、あらかじめ選考委員会委員長の指名する選考委員会委員がその職務を代行する。
- 5 選考委員会は、選考委員会委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 6 議事（選考結果を含む）は、全委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長
の決するところによる。
- 7 選考委員会は、第4条第4項に規定する審査にあたり、選考委員会委員以外の者に対
し、意見を求めることができる。
- 8 選考委員会は、第4条第4項において学長に推薦した採用候補者の採用の可否が決定
したとき解散するものとする。

（昇任候補者推薦の手續）

第6条 運営委員会は、教員昇任計画を作成し、第7条に規定する審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会は、第3条の規定に基づき昇任候補者について資格審査を行い、その結果
を運営委員会委員長に文書により審査報告書として提出しなければならない。
- 3 運営委員会委員長は、前項の審査報告書の提出を受けたときは、速やかに運営委員
会において、報告しなければならない。運営委員会において審査報告書を審査し、適正で
あると判定した場合、センター長は速やかに昇任候補者として学長に推薦するものとす
る。なお、運営委員会は審査にあたり、審査委員会委員長に出席を求めて、説明又は意
見を聴くことができる。

（審査委員会）

第7条 審査委員会は、3名の委員をもって組織するものとし、委員は、昇任対象の教員
の職位に応じて、大学院総合国際学研究院、大学院国際日本学研究院、アジア・アフリ
カ言語文化研究所、保健管理センター又はセンターの教授及び准教授で構成する。

- 2 審査委員会に委員長を置き、センター長が指名する。
- 3 審査委員会委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 4 審査委員会委員長に事故あるときは、あらかじめ審査委員会委員長が指名する審査委
員会委員がその職務を代行する。
- 5 審査委員会は、審査委員会委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことがで
きない。
- 6 審査委員会の審査結果は、各審査委員会の全委員の過半数をもって決するものとする。
- 7 審査委員会は、第6条第2項に規定する審査にあたり、審査委員会委員以外の者に対
し、意見を求めることができる。
- 8 審査委員会は、第6条第3項において学長に推薦した昇任候補者の可否が決定したと
き解散するものとする。

（庶務）

第8条 選考委員会及び審査委員会に関する庶務は、学務部研究院事務課において処理す
る。

（細目）

第9条 この規程に定めるもののほか、教育支援部門教員の選考に関し必要な事項は、運
営委員会の議を経て、センター長が定める。

（規則の改正）

第10条 この規程の改正は、運営委員会において出席者の3分の2以上の同意を得なけ
ればならない。

- 2 第3条に規定する選考基準の改正は、採用、離職等に関する規程第5条第2項の規定

により、前項の規定に加えて教育研究評議会の議を経て学長が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年11月22日から施行する。